

## 相続法制の見直しに関する各論点の補充的な検討

## 第1 遺留分減殺請求権の法的性質についての見直し

## (金銭債権化)

- ① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分の減殺を請求することができる。
- ② ①の請求をした者は、受遺者又は受贈者に対し、一定の期間を定めて遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができる。この場合において、その期間は、3箇月を下ることはできない。

## (現物返還の方法)

## 【案－1】

- ③ ②の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、②の期間内に、②の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産の一部を返還する旨を主張することができる。その内容を当事者間の協議によって定めることを求めることができる。
- ④ 返還すべき遺贈又は贈与の目的財産について当事者間に協議が調わないときは、遺留分を侵害された者又は受遺者若しくは受贈者は、②の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めることを裁判所に請求することができる。

## 【案－2】

- ③' ②の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、民法第1033条から第1035条までの規定に従って減殺される遺贈又は贈与の目的財産を返還して②の金銭を支払う義務を免れることができる。

## (補足説明)

## 1 部会資料8からの変更点

部会資料8では、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とすることを前提に、それによる遺留分権利者の地位の弱体化を防ぐために、遺留分権利者は金銭債務の履行がない場合には現物返還を求めることができるものとしていた（部会資料8第1【甲案】⑤）。しかしながら、第8回部会では、このような規律があることによって制度が複雑化する、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とする以上その地位が弱体化することはやむを得ないといった否定的な意見が多かった。

また、部会資料8では、例外的に現物返還となる場合の手続についても提案をしていたが、第8回部会においては、手続の詳細についての疑問のほか、遺留分制度が複雑化することへの懸念が示された。

そこで、本部会資料においては、これらの指摘を踏まえ、例外的に現物返還となる場合の手続（後記4）及びその具体的内容（後記5，6）について改めて検討を加えている。

そのほかにも、金銭債権の行使期間に関する規律（後記3）等についても若干の修正をしている。

## 2 遺留分権利者の権利行使について

部会資料8では、「遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、相当の期間を定めて、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができる」としていた。前回の提案も、遺留分減殺請求が行使上の一身専属権とされている点を見直す趣旨ではなく、遺留分権利者の権利行使の意思表示があつて初めて金銭債権が発生することを前提としていたが、この点が明確でなかったことから、本部会資料では、遺留分権利者の権利行使の意思表示とそれに基づく金銭請求とを分けて記載することとしている。

なお、このような考え方を採用すると、実際に金銭の支払を求めるためには、遺留分減殺請求をした後に、金額を特定し、一定の期間を定めて金銭の支払を求めることが必要になるが、これを同時に行うことを否定する趣旨ではない。したがって、当初から金額を特定して金銭の支払を求めた場合には、その中に遺留分減殺請求も含まれていると理解することが可能であり、実際の手続が煩雑になることはないと考えられる。

## 3 一定の期間について

前記のとおり、遺留分減殺請求によって金銭債権が発生するが、遺留分権利者が実際にその金銭債権を行使するためには、一定の期間を定めて遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めなければならないこととしている。これによって、受遺者又は受贈者は、この期間中は金銭債務の支払をしなくても、履行遅滞責任を負わないこととしている。また、案-1を採用した場合には、受遺者又は受贈者は、その期間内に所定の手続（後記5）をとることによって、遺留分権利者に対し、金銭の支払に代えて現物を返還する旨を主張することができることになるが、その旨の主張がされた場合にも、受遺者又は受贈者は、その内容が確定するまでの間、履行遅滞責任を負わないことを想定している。

このように、②の「一定の期間」は、受遺者又は受贈者にとっては金銭を準備する期間であるとともに、案-1を採用した場合には、現物返還によることとするか否かの選択をするための熟慮期間としての性格を併せ有することになるから、相応の期間を設ける必要があると考えられる。この点について、本部会資料では、相続の承認又は放棄をすべき期間を定めた民法第915条第1項の規定を参考に、3箇月を下ることはできないこととしている。

## 4 例外的に現物返還となる場合の手続について

遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とすると、受遺者又は受贈者としては、遺留分権利者に支払うべき金銭を用意することができず、遺贈又は贈与に係る財産の全部又は一部を現物で返還することを希望することも想定されることから、

金銭の支払に代えて現物返還をすることを可能とすることが考えられる。

もともと、現物返還を認める場合の方法については、①返還すべき財産を現行法の規定に従って減殺される遺贈又は贈与の目的財産に限定せず、合理的に定めることができるようにするという方向性と、②返還すべき財産を現行法の規定に従って減殺される遺贈又は贈与の目的財産に限定した上で、現行法上の価額弁償の抗弁のように、受遺者又は受贈者の選択に委ねるという方向性が考えられる。案－１は、①の方向性を指向するものであり、返還すべき財産を合理的に定めることができる反面、返還すべき財産を定める手続を新たに構築する必要がある点に課題が残る。案－２は、②の方向性を指向するものであり、返還すべき財産を合理的に定めることができない場合が生じ得るが、手続的には①の方向性に比べると簡略になる。

## 5 案－１について

### (1) 返還すべき財産の内容について

受遺者又は受贈者から遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨の主張がされた場合には、まずは、当事者間において、返還すべき財産の内容について協議がされる。

当事者間の協議が調わない場合には、遺留分を侵害された者又は受遺者若しくは受贈者の請求により、裁判所でその内容が定められることになる（注１）。この場合には、裁判所は、遺留分侵害額を確定させた上で、受遺者又は受贈者に対し、金銭の支払を命じ、又はその支払に代えて遺贈又は贈与の目的財産を返還するよう命ずることになる（注２）。この手続については、共有物分割請求と同様に、地方裁判所における形式的形成訴訟となることを想定している。

さらに、金銭の支払について、支払の時期の定め又は分割払の定めをすることができることとすることや、遺留分権利者に遺贈又は贈与の目的財産の全部を取得させ、遺留分侵害額を超える部分について代償金の支払を命ずることができることとも考えられる。

（注１）現物返還をするかどうかの選択権は受遺者又は受贈者のみに認めているが、現物返還の目的財産について当事者間で協議が調わない場合には、受遺者又は受贈者のみならず、遺留分を侵害された者も、裁判所にその確定を求めることができることとしている。これは、受遺者又は受贈者が現物返還の抗弁を主張した場合には、金銭債務について履行遅滞責任を免れることになるが、このような主張をしながら、協議をすることなく訴訟提起もしないといった事態も想定されるところ、そのような場合には、遺留分を侵害された者に訴訟提起を認める必要があると考えられるからである。

（注２）裁判所が受遺者又は受贈者が返還すべき財産の内容を定める際に考慮すべき事情についても規律を設けることが考えられる。例えば、「④の場合において、裁判所は、遺贈又は贈与の対象となった財産の種類及び性質、遺留分権利者又はその承継人及び受遺者又は受贈者の年齢、職業、心身の状態並びに生活の状況その他一切の事情を考慮して、金銭の支払を命じ、又はその支払に代えて遺贈又は贈与の目的財

産の返還を命ずるものとする。」とすること等が考えられる。

## 6 案-2について

現行の遺留分制度では、受遺者又は受贈者は原則として現物を返還すべき義務を負い、例外的に、目的物の価額を弁償すること（価額弁償の抗弁）によって現物返還を免れることができることとされているが、案-2は、この原則と例外を逆転させるものである。

なお、現行法の規定によって滅殺される遺贈又は贈与の目的財産が複数ある場合には、受遺者又は受贈者は、それぞれについて個別に現物返還をするか否かを決することができることを想定している。

案-2によると、受遺者又は受贈者の選択によっては、共有等の複雑な法律関係が生ずることになるし、その場合には、別途、共有物分割等によって解決をしなければならない。もっとも、案-2を採用することにより、遺留分権利者の意思表示によって直ちに共有等の複雑な法律関係が生ずるといった事態は回避することができるし、最終的に共有等の法律関係を受け入れるか否かについては、受遺者又は受贈者の選択に委ねられることから、特に事業承継等の場面では、相応の意義を有するものと考えられる。

## 第2 遺留分の算定方法等の見直し

### 1 A案（相続人に対する請求と第三者に対する請求とを分ける考え方）

#### 【I 相続人に対する請求（最低限相続分）】

- ① 相続人（兄弟姉妹を除く。）は、最低限相続分として、以下の計算式によって算出された額（㊦の額）を受けける。

（計算式）

㊦ 最低限相続分算定の基礎となる財産の額

$$\begin{aligned} &= (\text{被相続人が相続開始時に有していた財産の価額}) \quad (\text{注1}) \\ &+ (\text{特別受益の価額}) \\ &- (\text{相続債務の額}) \end{aligned}$$

㊦ 最低限相続分の額

$$= \text{㊦の額} \times (\text{個別的遺留分の割合})$$

（注1）第三者に対する遺贈の目的財産の価額を除く。

- ② 各相続人は、最低限相続分を侵害されたときは、他の相続人に対し、以下の計算式によって算出された額（最低限相続分侵害額）を請求することができる。

（計算式）

最低限相続分侵害額

$$\begin{aligned} &= \text{㊦の額} \\ &- (\text{当該相続人が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額}) \\ &- (\text{民法第903条の規定によって算定した相続分の額}) \quad (\text{注2}) \\ &+ (\text{当該相続人が負担する相続債務の額}) \end{aligned}$$

(注2) いわゆる具体的相続分とほぼ同義であるが、ここでは寄与分による修正は考慮しない(持戻し免除の意思表示は考慮する。)。なお、相続人間でこれとは異なる内容の遺産分割協議又は調停等が成立した場合であっても、遺留分侵害額の算定には影響しない。

- ③ 他の相続人は、最低限相続分を侵害された相続人に対し、自らの最低限相続分の超過額の割合に応じて、②の最低限相続分侵害額について責任を負う。

## 【Ⅱ 第三者に対する請求(遺留分)】

- ④ 遺留分権利者は、遺留分が侵害されたときは、相続人以外の第三者に対し、以下の計算式によって算出された額(遺留分侵害額)を請求することができる。

(計算式)

- ㊦ 遺留分算定の基礎となる財産の額

$$\begin{aligned} &= (\text{被相続人が相続開始時に有していた財産の価額}) \\ &+ (\text{相続開始前1年間にされた贈与の目的財産の価額}) \\ &- (\text{相続債務の額}) \end{aligned}$$

- ㊧ 個別的遺留分額

$$= \text{㊦の額} \times (\text{個別的遺留分の割合})$$

- ㊨ 遺留分侵害額

$$\begin{aligned} &= \text{㊧の額} \\ &- (\text{当該遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額}) \\ &- (\text{民法第903条の規定によって算定した相続分の額}) \quad (\text{注3}) \\ &- (\text{I ②の最低限相続分侵害額}) \\ &+ (\text{当該遺留分権利者が負担する相続債務の額}) \end{aligned}$$

(注3) 注2参照。

- ⑤ 相続人以外の第三者は、遺留分権利者に対し、民法第1033条から第1035条までと同様の規律に従い、㊧の遺留分侵害額について責任を負う。

(補足説明)

### 1 部会資料8のA案からの変更点

部会資料8のA案は、第4回部会での指摘を受けて、受遺者又は受贈者が相続人である場合と第三者である場合とを完全に分け、別の手続で処理することを目指し、両手続間の調整を行うために、後者の遺留分侵害額を算定するに当たり、前者の遺留分侵害額を控除することとしていた(前記④㊨参照)。

この点に関し、第8回部会では、相続人に対する遺留分と第三者に対する遺留分を「遺留分」という同一の用語で整理することへの疑問が提起されたことから、本部会資料では、相続人に対する請求に係るものを「最低限相続分」と、第三者に対する請求に係るものを「遺留分」とそれぞれ呼称することとし、その区別を明確にしている。

### 2 Iの制度(相続人に対する請求(最低限相続分))について

### (1) 制度の趣旨

Iの制度は、相続人間で生ずる不均衡の是正を主たる目的とする制度であると考えられる。その基本的な考え方は、特別受益の持戻しと共通する点が多いが、①被相続人の持戻し免除の意思表示がある場合でも、それを考慮しない、②遺贈又は贈与の価額を最低限相続分算定の基礎となる財産に含めるだけでなく、その価値の返還まで認める、③相続債務も考慮する点で特別受益の持戻しとは異なる。したがって、最低限相続分の制度は、特別受益の持戻しによってもなお是正されない不均衡を是正するものといえることができる。

もっとも、各相続人の最低限相続分の額を算定するに当たっては、各自の法定相続分を基準にしていることから、その意味では、潜在的な持分の清算や生活保障といった点もIの制度趣旨又は目的に含まれ得ることになるものの、副次的なものという位置づけになると考えられる。

### (2) 最低限相続分を有する相続人に対して他の相続人が負う責任の割合について

部会資料8では、法定相続分を超える部分のみが遺言による処分であるという考え方を前提に、他の相続人が負う責任の範囲を法定相続分超過額に応じて定めることとしていた。これに対し、本部会資料では、相続人間で生ずる不均衡の是正というIの制度趣旨との整合性等を考慮して、それぞれの最低限相続分の超過額に応じて責任を負うこととしている(注)。

(注) もっとも、最低限相続分の制度趣旨に関する前記の理解を前提としても、法定相続分を超える部分のみが被相続人の意思に基づく財産の処分であるとの考え方を採ることは可能であり、その意味では、部会資料8と同様に、他の相続人が負う責任の範囲を法定相続分超過額に応じて定めるとすることも十分に考えられる。なお、いずれに考え方においても、現行法(民法第1033条から第1035条までの規定)のように、減殺される順序を定めることは想定していない。

## 3 IIの制度(第三者に対する請求(遺留分))について

### (1) 制度の趣旨

IIの制度は、㊦遺留分算定の基礎となる財産に含まれる生前贈与を相続開始前1年間のものに限定している点(注)、㊧相手方を相続人でない受遺者又は受贈者に限定している点、㊨遺留分侵害額を算定するに当たって最低限相続分侵害額を控除することとしている点を除き、現行の遺留分制度と同じである。

したがって、その制度趣旨も、基本的には、現行の遺留分制度(潜在的持分の清算や生活保障等)と異なることになると考えられる。もっとも、前記㊦及び㊧により、相続人間の平等を積極的に考慮する必要がなくなることから、この点を遺留分制度の趣旨として重視する見解を前提とすれば、現行の遺留分制度の趣旨を変容させることになるものと考えられる(ただし、IIの制度による権利行使によって、結果的に、相続人間の取得額の不均衡が是正されるという面があることは否定できない。)

(注) ㊦の遺留分算定の基礎となる財産に含まれる生前贈与を相続開始前1年間のものに限定している点は、厳密には、(i)特別受益に該当する贈与を原則として遺留分算定

の基礎となる財産に含めるという判例法理を見直すものである点、(ii) 遺留分算定の基礎となる財産に含まれる生前贈与を当事者の主観にかかわらず相続開始前1年間のものに限定している点で、現行の規律を見直すものである。

(i)について、判例がこのように解しているのは、相続人間で生ずる不均衡を是正すること等を考慮したからであると考えられるが、A案では、相続人間で生ずる不均衡については、Ⅰの制度を新たに設けることによって対応することが想定されているから、Ⅱの制度の中でこれを考慮する必要性は低減するものと考えられる。そもそも、特別受益に該当する贈与を原則として遺留分の基礎となる財産に含めることは、遺留分制度の本来の趣旨とは合致しないものと考えられる(部会資料4第3の2(2)参照)。このような点を考慮して、④⑦では、前記判例法理を見直すこととしている。

次に、(ii)については、部会資料8においても、遺留分算定の基礎となる財産に含まれる生前贈与を相続開始前1年間のものに限定することとし、その理由として、⑦受贈者は、いつの時点で贈与の目的財産を確定的に取得できるかはつきりせず、法的に不安定な地位に置かれること、④何十年も前の特別受益を遺留分算定の基礎とするという判例法理を改めることによって、相続人に対する贈与についての主観面を争う意義が大きくなり、これによって紛争が増えるおそれがあること等を挙げていた。もっとも、この点については、第8回部会において、被相続人が相続開始の1年よりも前に信託を設定していた場合を想定すると問題がある旨の指摘がされたところである。この点は、A案の根幹にかかわるものではなく、現行法の規律を維持することも十分に考えられるところである。

## (2) 第三者の立証の困難性を緩和する方策について

A案は、遺留分侵害額を算定する際に、当該遺留分権利者の最低限相続分侵害額を控除することとし、これによって、Ⅰの制度とⅡの制度の調整を行うものである。例えば、遺留分権利者以外の他の相続人に対して相続開始の1年よりも前に多額の特別受益に該当する贈与がされていた場合には、当該遺留分権利者の最低限相続分侵害額が増加することになるから、受遺者又は受贈者は、抗弁として、当該贈与の事実を主張、立証しなければならないことになるものと考えられる。しかしながら、受遺者又は受贈者がそのような贈与の事実を的確に主張、立証することは困難であることから、遺留分侵害額が適切に算定されなくなる可能性があり、第8回部会においても、そのような問題意識に基づく質問等がされたところである。

このような問題に対応しようとするれば、例えば、遺留分の請求を受けた相続人以外の第三者は、相続人に対し、民法第903条第1項に規定する贈与(相続開始の1年前の日より前にされた贈与に限る。)の有無について回答すべき旨を請求することができ、その請求を受けた相続人は、故意又は過失により、回答をしなかったとき、又は不実の回答をしたときは、これによって生じた損害について賠償責任を負わせるものとする(民事執行法第147条参照)等が考えられる。もっとも、民事訴訟事件において、当事者が自己に直接関係のない事実について主張立証責任を負う結果、その立証が類型的に困難な事件類型

は他にもあるものと考えられ、遺留分に関する事件に限り、当事者以外の第三者にこのような責任を負わせることを合理的に説明することが可能かという点については慎重に検討する必要があるように思われる。

#### 4 想定される手続

Iの制度をどのような手続で行うかについては、様々な考え方があり得るところであるが、最低限相続分は、第三者も対象としていた従前の遺留分制度とは異なり、純然たる親族間の紛争であるから、家事審判事項とする考え方と親和的であると考えられる。また、それによって、分割すべき遺産がある場合に遺産分割手続と一回的に解決することが容易になるというメリットもある。

このような観点から、Iの制度に関する手続は、基本的には、家事事件手続において行うことを想定している。

他方、IIの制度については、基本的には、現行の遺留分制度と同様、地方裁判所の訴訟手続によることを想定している（注）。

（注）このように、A案は、請求の相手方が相続人であるか、第三者であるかによって権利の法的性質や権利実現のための手続を変えている点で、部会資料8第1の丙案と同様の考え方に基づくものである。

## 2 B案（「遺留分算定の基礎となる財産の額」や「遺留分侵害額」の算定をする上で考慮される贈与をいずれも相続開始前の一定期間内のものに限定する考え方）

① 遺留分権利者の総体的遺留分額は、以下の計算式によって算出された額（㊦の額）とする。

（計算式）

㊦ 遺留分算定の基礎となる財産の額

＝（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額）

＋（相続開始前の一定期間内〔例えば1年内〕にされた贈与の目的財産の価額）

－（相続債務）

㊧ 総体的遺留分額

＝ ㊦の額 × （総体的遺留分の割合）（注1）

㊨ 総体的遺留分侵害額

＝ ㊧の額

－（遺産分割の対象となる財産の額）

（注1） 現行の総体的遺留分の割合（民法第1028条）と同じものを想定しており、直系尊属のみが相続人である場合を除き、2分の1となる。

② 各遺留分権利者は、個別的遺留分を侵害されたときは、受遺者又は受贈者に対し、以下の計算式によって算出された額（個別的遺留分侵害額）を請求することができる。

（計算式）

㉞ 個別的遺留分の額

= ①㉞の額 × (各遺留分権利者の法定相続分)

㉟ 個別的遺留分侵害額

= ㉞の額

－ (当該遺留分権利者が受けた遺贈の額)

－ (当該遺留分権利者が相続開始前の一定期間内(注2)に受けた贈与の額)

＋ (当該遺留分権利者が負担する相続債務の額)

(注2) ここでの「一定期間」は、①㉞の期間と同じにすることを想定している。

- ③ ②㉟の遺留分侵害額について受遺者又は受贈者が負担する責任割合は、民法第1033条から第1035条までの順序に従う。ただし、受遺者又は受贈者が相続人である場合には、遺贈又は贈与の目的とされた財産の価額のうち、当該相続人の法定相続分を超える部分(法定相続分超過額)のみを減殺の対象とし、民法第1034条にいう「目的の価額」も法定相続分超過額を基準とする。

(補足説明)

1 部会資料8からの変更点

部会資料8第2(遺留分の算定方法等の見直し)では、B案として、遺留分減殺請求によって遺贈等の目的財産が遺産に復帰するものとし、相続人間の取得額の調整は遺産分割手続によって行うこととする考え方を提示した。この点については、これに賛成する意見もあったものの、遺留分減殺請求をする意思がある相続人がその意思のない相続人のためにも減殺請求をし、遺贈又は贈与を無効にすることができるとするのは合理性に欠けるとの指摘等がされ、これに慎重な意見も多かったところである。

これらの指摘を踏まえ、本部会資料では、現行法と同様、各遺留分権利者は自己の遺留分を保全する限度で遺贈又は贈与の減殺を請求することができることとしている。

また、本部会資料のB案は、「遺留分算定の基礎となる財産」を遺贈又は相続開始前の一定期間内にされた贈与に限定するとともに、遺留分侵害額の算定をする上で考慮される「遺留分権利者が受けた贈与」についても、相続開始前の一定期間内のものに限定することとしている。

2 B案の基本的な考え方

現行の遺留分制度の趣旨については様々な考え方があるが、B案は、遺言者が死亡時又はその直前にその財産の大半を第三者又は特定の相続人に無償で譲渡することを制限することにより、遺留分権利者の生活保障を図ることに重点を置きつつ、相続人間の公平については、法定相続の対象となる財産を一定の範囲内で相続人に留保することによって実現することを意図している。

まず、「遺留分算定の基礎となる財産」を相続開始前の一定期間内に限定する趣

旨は、従前のおりである（部会資料4第3の2（2）参照）。

次に、遺留分侵害額を算定するに当たり考慮される「遺留分権利者が受けた贈与」についても同様の時期的限定をすることとした趣旨は以下のとおりである。すなわち、遺留分制度の趣旨については、遺留分権利者の生活保障（扶養）を挙げる見解が多いが、現行制度の下では、遺留分侵害額を算定するに当たり考慮される「遺留分権利者が受けた贈与」について時期的な制限は設けられていない（民法第1044条による第903条の準用）。しかし、例えば、遺留分権利者が相続開始時の何十年も前に相当額の贈与を受けていたとしても、相続開始の時点でその財産の価値が残存しているとは限らないものと考えられ、その意味では、そのような場合でも遺留分権利者の生活保障を図る必要性が高い場合はあり得るものと考えられる。また、「遺留分算定の基礎となる財産」については時期的な限定を付しながら、遺留分侵害額の算定において考慮される「遺留分権利者が受けた贈与」については、その取得時期に限定がないというのは理論的にも一貫しないように思われる。B案は、このような観点から、「遺留分算定の基礎となる財産」だけでなく、「遺留分侵害額の算定をする上で考慮される贈与」についても、相続開始前の一定期間内のものに限定することとしたものである。

また、B案では、「総体的遺留分」を、法定相続分に従った分配がされる財産（＝相続人間で公平に分配すべき財産）の総額と位置づけており、これを相続人に留保することとしている。このような考え方を前提にすると、遺言によって帰属が定められていない被相続人の財産があり、相続開始後に遺産分割がされる場合においても、その部分は、基本的には法定相続分に従った分配がされることになるのであるから、総体的遺留分を侵害していないものとして取り扱うべきことになると考えられる。したがって、①⑦では、総体的遺留分侵害額の算定において、総体的遺留分の額から「遺産分割の対象となる財産の額」を控除することとしている（①⑦）。

これによって、遺留分に関する事件と遺産分割事件の両方が問題となる事案においても、遺産分割における取得額を考慮することなく遺留分侵害額を算定することが可能になり、このような事案における規律が明確になるものと考えられる。

### 3 相続人に対する遺贈又は贈与が滅殺の対象となる範囲について

前記のとおり、B案は、総体的遺留分を「法定相続分に従って分配される財産の総額」という整理をするものであるが、総体的遺留分の分配の仕方については、遺言者によって既に処分がされた遺贈又は贈与のうち総体的遺留分を侵害する部分については単純に法定相続分に従った分割をするのに対し、遺産分割の対象となる財産については特別受益や寄与分を考慮に入れた上で法定相続分に従った分配をすることになる。

このような考え方を前提とすれば、相続人に対して遺贈又は贈与がされた場合には、必ずしもその全額が総体的遺留分を侵害するものとして取り扱う必要はなく、法定相続分を超過する部分（法定相続分超過分）が総体的遺留分を侵害するものとして取り扱えば足りると考えられる。このため、B案では、相続人に対す

る遺贈又は贈与については、減殺の対象となる財産を法定相続分超過分に限定することとしている（注）。このような考え方を採ると、遺贈又は贈与を受けた第三者が減殺を受ける範囲にも影響を及ぼすことになるが、受遺者又は受贈者が相続人以外の第三者である場合には、その遺言がなければその全部が相続人に帰属することになるのに対し、受遺者又は受贈者が相続人である場合には、その遺言がなくてもその相続人は法定相続分に相当する部分を取得することができたのであるから、このような考え方を採ったとしても、第三者に不当な不利益を与えるものではないと考えられる。

（注）受遺者又は受贈者が相続人である場合に、民法第1034条の「目的の価額」をどのように解すべきかという論点については、遺留分超過額説、法定相続分超過額説等の考え方があるが、前記方策は、法定相続分超過額説を前提とするものではない。すなわち、前記論点に関する諸学説は、受遺者又は受贈者が相続人である場合にも、遺贈又は贈与の目的財産の全てが減殺の対象となり得ることを前提としつつ、同条の「目的の価額」をどう解釈すべきかという論点に関するものであるのに対し、B案で採用した考え方は、相続人に対する遺贈又は贈与については、そもそも減殺の対象となり得る部分はその目的財産のうち法定相続分を超過する部分に限られるというものである。

#### 4 「相続開始前の一定期間」について

B案は、遺言者が死亡時又はその直前にその財産の大半を第三者又は特定の相続人に無償で譲渡することを制限することにより、遺留分権利者の生活保障を図ること等を意図するものであるが、このような観点から遺留分権利者に一定の財産を確保させることが許容されるのは、基本的には、被相続人の積極財産が消極財産（相続債務）を上回っている場合に限られるものと考えられる。また、受遺者又は受贈者の法的安定性の観点からも、被相続人が相続開始時の何十年も前にした相続人に対する贈与の存在によって、第三者が受ける減殺の範囲が大きく変わることになるのは問題があるものと考えられる。このような考え方を重視すれば、遺留分制度の潜脱を防止するために、一定の限度で相続開始前にされた贈与を遺留分算定の基礎となる財産に含めることにするとともに、その期間は比較的短期間に限定すべきものと考えられる。

他方、現行の判例（最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁）が相続人の特別受益について民法第1030条の適用を否定したのは、このような解釈をとらないと、各相続人が被相続人から受けた財産の額に大きな格差がある場合にも特別受益の時期如何によってこれを是正することができなくなることを考慮したものであると考えられる。B案では、部会資料8のB案とは異なり、遺留分制度とは別に相続人間の公平を図るための制度を新たに設けることとはしていないため、このような観点を重視するのであれば、「相続開始前の一定期間」をあまり短期間にするのは相当でないことになる（注）。

これらの点を考慮すると、「相続開始前の一定期間」については、これを㉞1年とする考え方、㉟3年とする考え方、㊱5年とする考え方等が考えられるが、この点についてどのように考えるか。

(注)この期間を1年程度の短期間にした上で、これと部会資料8第2のB案Ⅱの考え方(遺産分割の中で、超過特別受益の取戻しを一部認めるもの)とを組み合わせることも可能である。

## 5 遺産分割手続との関係

B案によれば、遺留分に関する事件と遺産分割事件の両方が問題となる事案においても、遺留分に関する事件を解決する際に、遺産分割事件の帰趨を考慮する必要はないが、他方で、遺留分減殺請求の結果、相続人に対する遺贈又は贈与が減殺された場合には、その後に行われる遺産分割手続においては、その部分に相当する額を当該受遺者又は受贈者の特別受益の額から控除するとともに、その部分については遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けたものとして取り扱うこととするのが相当であると考えられる。

もともと、このような考え方を採ると、遺留分減殺請求がされるかどうか(減殺請求がされた場合には、その額)が確定するまでの間は、遺産分割を終了することができないことになる。このため、このような考え方を採る場合には、併せて、遺産分割手続の遅延を防止するための手続的な工夫(注)についても検討の必要があると考えられる。

(注)例えば、遺留分権利者が遺産分割の終了時(遺産分割の審判にあっては審理を終結する日)までに権利行使の意思を表示しなかった場合には、遺留分減殺請求をすることができないとすることや、相続人に遺留分権利者に対する催告権を認め、一定の期間内に遺留分減殺請求権を行使しない場合には、その権利を失うとすること等が考えられる。

## 6 想定される手続

B案は、基本的には、前記第1の方策と組み合わせることを想定している。また、その手続については、現行法と同様、地方裁判所の訴訟手続によることを想定している。

### 第3 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

- ① [被相続人の一定の親族であって]相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法(注)により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、被相続人について相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができる。
- ② 家庭裁判所は、①の寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、①の寄与をした者に支払うべき金額を定める。
- ③ 相続人は、②の額について、法定相続分に応じてその責任を負う。
- ④ ①の請求権は、相続開始を知った時から一定期間(例えば6箇月間)行使しないときは、時効によって消滅する。〔相続開始の時から一定期間(例えば1年)を経過したときも、同様とする。〕

(注)前記方策の対象となる寄与行為の類型については、被相続人の療養看護〔又は扶養〕

によるもの（いわゆる療養看護型〔及び扶養型〕）に限定することも考えられる。

## （第7回部会で提起された問題についての検討）

### 1 被相続人の生前における当事者の関係について

(1) 第7回部会において、相続人以外の者が療養看護等の寄与行為をした場合にその貢献を考慮するための方策を検討する前提として、被相続人の生前における当事者間の法律関係を整理しておく必要があるとの指摘がされた。

(2) まず、療養看護等の寄与行為について、当事者間に役務の提供に関する合意があると認められる場合には、基本的には、準委任契約（民法第656条、第643条）が成立することになると考えられる。準委任契約は無償が原則であることから（同法第648条第1項）、報酬に関する特約がない場合には、療養看護等を行った者は、委任者に対し、報酬の支払を求めることはできないが、事務を処理するに当たって支出した費用については、その償還を請求することができ（同法第650条第1項）、委任者の死亡後は、その相続人に対してこれを請求することができることになる。もっとも、親族間など親しい間柄においては、療養看護等の寄与行為に関し、契約書等の証拠が欠けていたり、合意の内容が不明確であったりする場合も多く、実体的には準委任契約の成立が認められる事案でありながら、それを証拠上明確にすることができない場合もあるように思われる。

また、親族間など親しい間柄における自発的な無償行為においては、当事者間において費用を含め金銭的な請求をする意思がなく、その点について黙示的な意思の合致が認められる場合も多いように思われる。このような場合には、受任者は、委任者に対し、費用償還請求もすることができないことになるものと考えられる。

(3) さらに、仮に社会的事実として寄与行為をすることについて意思の合致があり、形式的には準委任契約の要件を満たしているように見える事案であっても、親族や知人など親しい間柄における好意に基づく行為については、それが常に準委任契約として法的保護を受けるというわけではなく、法的な効果を伴わない合意（非法律的な契約）がされたにすぎないと解釈すべき場合もあると考えられる。すなわち、親族や知人など親しい間柄における事務の委託においては、両当事者がいずれも、事務を行う者に善管注意義務（民法第644条）や損害賠償義務（同法第650条第3項）等の法的な義務を負わせることを想定しておらず、合意内容の履行が法的に保障されるとは考えていない場合も多いように思われる。そのような場合には、その合意内容は、当事者の良心や道德等に従って、その実現が図られるべきであり、その合意に法律上の効果は発生しないという考え方もあり得るところである。下級審の裁判例においても、近隣住民同士で子どもを預かる約束をした事案について、「近隣者としての好意から出たものとみるのが相当であり、…契約関係を結ぶという効果意思に基づくものであったとは認められない」として、準委任契約の成立を否定したものがある

が(津地判昭和58年2月25日判タ495号64頁),親族間で療養看護等の寄与があった事案についても,この種の合意がされたものと解釈すべき場合があるように思われる。

- (4) また,第7回部会では,療養看護等の役務の提供について契約関係が認められない場合であっても,事務管理(民法第697条)が成立するのではないかとこの指摘もされた。

しかしながら,事務管理制度は,私的自治の原則の例外として,本来は違法とされるべき他人の事務への干渉を例外的に許容する制度であるため,これを重視してその適用範囲を謙抑的に考える見解に立てば,親族間における通常の療養看護のように,一定の事務をすることについて当事者間に意思の合致がある場合には,基本的に事務管理の成立は否定すべきであるという考え方もあり得るところであり,当然に事務管理が成立することにはならないものと考えられる。現に,相続人以外の者がした療養看護等の寄与が相続の際に考慮されないことについては,かねてより問題点の指摘がされているが,療養看護をした者が,事務管理に基づき,その相続人に対して費用の償還を請求し,これが認容された事案は見当たらないところである。

- (5) 以上のとおり,療養看護等の寄与行為について,準委任契約や事務管理の成立が認められる場合には,受任者や管理者は,その相手方又はその相続人に対し,費用の償還請求権を行使することができるが,当事者間の合理的意思表示によれば,実際には費用償還請求権のない準委任契約類似の無名契約や法的効果を伴わない合意に当たると解すべき事案も多いと考えられ,現行法を前提とする限り,親族が療養看護等を行った場合に,その相手方やその相続人に対し,報酬や費用の償還を請求することができるとは限らないと考えられる。

## 2 相続人以外の者の貢献を法的に保護するための方策を設ける必要性

- (1) 相続人以外の者の療養看護等の寄与行為に法的保護を与えるための方策として,扶養制度の見直しでは不十分であると考えられることについては,部会資料7の第3・1(13頁以下)に記載したとおりである。

また,準委任契約に基づく報酬請求権や費用償還請求権といった財産法上の権利を認めることによって保護を図ることも考え得るが,前記1のとおり,親族間など親しい間柄における寄与行為については,必ずしも報酬請求権が認められるとは限らない。

これに対し,療養看護等の行為について報酬等の請求権を認める制度を新たに設けるという考え方もあり得るが,一般的な国民感情として,親族間の介護について,介護の報酬等を要介護者に請求し,裁判手続等によって強制的にこれを実現するといったことまでは望んでいない場合が多いと思われる。また,そのような制度を設け,親族間における療養看護等の行為を有償化することについては,親族間の助け合いの精神を阻害することになりかねないとの批判がされるおそれもあると考えられる。

- (2) この問題は,もともと,被相続人の生前には親族としての愛情や義務感に基

づき無償で自発的に寄与行為をすることを前提としていたが、相続の場面において、療養看護等を全く行わなかった者が相続人として遺産の分割を受ける一方で、実際に療養看護等に努めた者は、相続人ではないという理由で、その分配に与れないことに不公平感を覚える者が多いことに端を発するものである。すなわち、この問題の背景には、被相続人の面倒をよく見た者には、その者が相続人であるかどうかにかかわらず、それに見合う財産を取得させるのが公平であるという素朴な価値観があるものと考えられる。このような価値観を前提とすれば、相続の場面において、相続人でない者にも非訟手続により一定の権利行使を認める必要があるものと考えられる。

### (前記方策に関する補足説明)

#### 1 部会資料7からの変更点

前記方策は、基本的に部会資料7の考え方を踏襲したものであるが、第7回会議では、金銭の支払を請求し得る者の範囲について様々な意見があったことから、①において請求権者の範囲を特定することはせずに、後記3においてあり得る選択肢について一応の考え方を提示している。

また、請求権者の範囲をどのように定めるかは、④の権利行使の期間制限をどの程度とするのが適切かという点にも影響することから、④の期間制限についても、後記4においてあり得る選択肢について考え方を示すに留めることとしている。

#### 2 基本的な考え方

前記方策は、相続人以外の者が相続財産の維持又は増加に特別の寄与をした場合には、その者にも相続財産の分配を認めるのが公平であるとの考え方を前提としつつ、その者を遺産分割の当事者とする、紛争が複雑化、長期化するおそれがあること等を考慮して、遺産分割の当事者とはしない代わりに、相続人に対する金銭請求を認めることとし、これによって、実質的に相続財産から分配を受けたのと同様の効果をもたらすことを意図したものである。

#### 3 請求権者について

部会資料7では、この規律における請求権者を相続人に準ずる身分関係にある者に限定する観点から、被相続人の直系血族若しくはその配偶者又は兄弟姉妹を請求権者として挙げていたが、この点については、第7回部会において、これらの者に請求権者を限定する趣旨が必ずしも明らかでなく、このような限定を付す必要はないとの意見があった。

前記方策は、現行の相続制度が形式的に相続人を定めていることに伴い生ずる実質的不平等を是正することを意図したものであるが、このような考え方を徹底し、相続財産の分配の在り方として、その維持又は増加について特別の寄与をした者がいる場合には、その者と被相続人の身分関係にかかわらず、その者に対する分配を優先し、相続人は、その残部を対象として遺産分割をすべきであるという考え方もあり得るものと考えられる。

もっとも、被相続人と親族関係にない者については、親族の場合と異なり、療養看護等の寄与行為につき被相続人の生前に有償の契約を締結することはそれほど困難ではなく、有償契約の締結を拒絶された場合に、それを理由として療養看護を断ることが困難な場合はそれほど多くないものと考えられる。また、このような考え方を採った場合には、相続に伴う紛争に様々な立場の者が関わってくることになり得るため、紛争が複雑化・長期化するおそれがあるほか、被相続人の財産形成におよそ無関係の者が相続人に対して不当な請求をするなど、濫用的に利用されるおそれもあるものと考えられる。

いずれにしても、前記方策は、相続が開始した場合に、相続人以外の者にも実質的に相続財産の分配を認めるものであり、その意味では、相続財産の分配に関する現行法の考え方を変更するものといえる。そして、この点については、⑦相続財産の分配に伴う紛争を抑止する観点から、その請求権者を相続人に準ずる身分関係を有する者に限定する考え方や、あるいは、④前記方策が相続財産の維持及び増加につき特別の寄与があったことを理由に相続財産の分配を認めるものである以上、その実質を重視して、請求権者の範囲に限定を付すこととはしないとする考え方、さらには、⑧両者の折衷的な考え方など、様々な考え方があり得るところであり、そのいずれを採用するかは、正に政策判断に関わる事項であると考えられる。

①では、これまでの議論の状況等に鑑み、請求権者の範囲を明示することとはしなかったものであるが、請求権者の範囲については、前記の点を考慮すれば、⑦被相続人の直系血族若しくはその配偶者〔又は兄弟姉妹〕とする考え方、④三親等内の親族とする考え方、⑧親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）とする考え方、⑨請求権者の範囲に限定を付さない考え方等があり得るものと考えられる。

この点についてどのように考えるか。

#### 4 権利行使の期間制限について

部会資料7においては、被相続人の一定の親族であり、財産の維持・形成に特別の寄与をした者であれば、比較的容易に被相続人の死亡を知ることができる場合が多いと考えられること等に照らし、請求権を行使することができる期間を「相続開始を知った時から6か月〔1年〕以内」としていた。もっとも、上記3⑨のように請求権者の範囲に限定を付さない考え方等を採った場合には、必ずしも請求権者が被相続人の死亡を知ることができるとは限らず、「相続開始を知った時」から起算される時効期間がなかなか進行しないという事態が生じ得る。しかし、他方で、金銭の支払請求を受ける可能性がある相続人の立場を考慮すれば、できるだけ早期に法律関係を確定させる必要性が認められる。

そこで、④では、「相続開始を知った時」から起算される短期の消滅時効に加え、「相続開始の時」から起算される一定の除斥期間を設ける考え方も示している。このような考え方を採ったとしても、相続財産の維持又は増加に特別の寄与をした者であれば除斥期間内に権利を行使することはそれほど困難ではなく、必ずし

も請求権者に酷な結果とはならないと考えられる。

## 5 財産法上の請求権との関係について

(1) 第7回会議においては、相続人以外の者に金銭の支払請求権を認める前提として、被相続人に対する財産法上の請求権が発生している必要があるのではないかと指摘があった。

(2) 前記方策に基づく金銭支払請求権は、寄与行為をした相続人以外の者と寄与行為をしなかった相続人との間の実質的不平等を是正するためのものであり、寄与分に類似する趣旨のものである。寄与分の法的性質については、相続分を調整する制度であると捉える立場と、一種の身分的財産権であると捉える立場とがあるが、現行の寄与分制度については、必ずしも生前に財産法上の請求権が発生していることは要件とされておらず、財産法上の請求権として構成することが可能な場合でも寄与分の主張をすることができるかという形で議論がされている。そして、一般には、紛争の一回的解決の要請を重視し、二重の利得が生じないように調整することは可能であるとして、財産法上の請求権として構成する余地がある場合であっても寄与分の請求を認めているものと思われる。

前記方策に基づく金銭支払請求権についても、基本的には寄与分と同様の考え方が当てはまり、必ずしも財産法上の請求権の発生を要件とする必要はないものと考えられる。

(3) なお、前記方策は、寄与行為者について準委任契約や事務管理に基づく財産法上の請求権が認められる場合に、訴訟手続による救済を求め得ることを否定するものではない。もっとも、寄与行為者に被相続人に対する具体的な請求権が認められる場合には、これを相続債務として取り扱えば足り、重複して前記方策による請求権の行使を認める必要はないものと考えられる。

## 6 寄与の類型について

前記方策は、寄与の対象となる行為について特段の限定は設けておらず、現行の寄与分（民法第904条の2）と同様、いわゆる家事従事型、金銭等出資型、療養看護型、扶養型及び財産管理型の各類型に属する行為を寄与の対象とすることを想定している。これに対し、これらの類型の中でも、特に、療養看護型については、長年にわたって被相続人に対する療養看護等の貢献をしてきた者が相続人でないという形式的な理由で相続財産の分配に与れないことに対する不公平感が強いとの指摘があることから、高齢化社会における療養介護等の重要性に鑑み、政策的にこの類型に限って新たな制度を設けるということも考えられる。このため、前記方策では、「注」においてこの点を併記している。

## 第4 遺贈の担保責任

① 遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を確定すべき場合にあっては、その確定の時）の状態、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した

ときは、その意思に従う。

② 民法第998条を削除する。

(補足説明)

1 見直しの必要性について

法制審議会において答申がされた「民法（債権関係）の改正に関する要綱」（以下、単に「要綱」という。）では、売買等の担保責任に関する規律について見直しがされている。そこでは、いわゆる法定責任説の考え方を否定し、買主等は、目的物が特定物であるか、不特定物であるかを問わず、その種類及び品質等において契約内容に適合する物を引き渡す義務を負い、引き渡した物が契約内容に適合しない場合には、売主等に対し、追完請求等を行うことができることとされている。そして、無償行為である贈与においても、贈与者は、契約内容に適合する目的物を引き渡す義務を負うことを前提としつつ、その契約において、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定することとされている。

これに対し、遺贈の担保責任については、贈与と同じく無償行為でありながら、相続の場面における特殊性を考慮する必要性の有無等について検討する必要があるなどとして、要綱に基づき作成された民法等の一部改正法案でも改正の対象とはされなかった。

このような経緯に照らすと、遺贈の担保責任についても、債権法の見直しに関する法制審議会での議論を踏まえ、その規律の見直しの要否を検討する必要があるものと考えられ、前回の部会においてその旨の指摘がされたところである。

2 基本的な考え方

①は、要綱における贈与の担保責任に関する規律を参照し、遺贈の無償性を考慮して、遺贈の目的となる物又は権利が相続財産に属するものであった場合には、遺贈義務者は、原則として、その物又は権利を、相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を確定すべきときはその確定の時）の状態で引き渡し、又は移転する義務を負うこととしたものである。

もっとも、この規律は、あくまでも遺言者の通常の意味を前提としたものにすぎないから、その遺言において、遺言者がこれとは異なる意思を表示していた場合には、遺贈義務者はその意思に従った履行をすべき義務を負うことになる（①ただし書）。

また、この規律は、遺贈の目的となる物が特定物であるか不特定物であるかに関わらず適用されるものであるが、「遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合」に関する規律を定めたものであるから、目的物が不特定物である場合には、遺言者が相続財産に属する不特定物を遺贈の目的とした場合に限り適用されることになる。そして、相続財産に属する不特定物を遺贈の目的とした場合には、制限種類物と同様、遺言義務者は、相続財産に属する不特定物の中から目的物を特定すれば足りることになると考えられる。

これに対し、遺言者があえて相続財産に属しない不特定物を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、基本的には、不特定物売買における売主と同様の責任を負うことになると考えられる。したがって、この場合には、遺言義務者は、遺言者の意思に従って不特定物を調達し、目的物を特定した上で、これを受遺者に引き渡すべき義務を負うことになるが、遺言書の中で目的物の品質等について特段の意思が表示されておらず、遺言者の意思によってこれを定めることができないときは、遺贈義務者は、中等の品質を有する物を引き渡すべき義務を負うことになると考えられる（民法第401条第1項）。

### 3 遺贈義務者の担保責任について

現行の民法第998条は、不特定物の遺贈義務者の担保責任を定めているが、前記のとおり、要綱では、売買等の有償契約におけるいわゆる特定物ドグマを否定し、目的物が特定物であるか、不特定物であるかにかかわらず、買主は、追完請求権を有することとされている。要綱では、無償行為である贈与においても、基本的にはこのような考え方を維持していることを考慮すれば、遺贈においても、同様の考え方を採用すべきことになるものと考えられる。そして、このような考え方を採用しつつ、現行の民法第998条を維持しようとするれば、同条は、不特定物について遺贈義務者の追完義務に関する特則を設けたものという整理をすることになると考えられる。

もっとも、遺贈の場合にその無償性を考慮して遺贈義務者の追完義務について特則を設け、その責任を軽減することは考えられるところであるが、このような観点から特則を設けるのであれば、必ずしもその対象は不特定物に限られないのではないかと考えられる。また、同じく無償行為である贈与についてはそのような特則は設けられていないことを考慮すると、遺贈についてのみ特則を設けるのはバランスを失するようにも思われる。

このような点を考慮して、前記方策では、不特定物の遺贈の担保責任を定めた現行の民法第998条を削除することとしている。

同様に、他人物遺贈に関する遺贈義務者の責任を定めた民法第997条第2項についても、贈与においてこれに相当する規定が設けられていないことから、その削除の要否について検討する必要があると考えられる。

もっとも、遺贈の場合には、基本的には遺言書の記載内容のみから遺言の内容を確定する必要があるため、遺言者の意思が明確でない場合の規律（デフォルト・ルール）を明確にすべき必要性が贈与の場合よりも高いと考えられ、他人物遺贈がされた場合に関する現行の規律も、このような観点から独自の意義を見出すことが可能であるように思われる。すなわち、この点に関する現行の規律は、他人物遺贈を原則として無効としつつ（民法第996条本文）、例外的にこれが有効となる場合には、その他人からその権利を取得して受遺者に移転する義務を遺贈義務者に負わせることとした上で、その義務が履行できない場合の責任を軽減したものと位置づけることが可能であるが（注）、このような規律は、要綱を前提としてもなお相応の合理性を有するものと考えられる。このため、前記方策では、民

法第997条第2項については、これを維持することとしている。

(注) 遺贈義務者は、他人から目的物を取得することができなかつた場合にも、目的物の価額を賠償すれば足り、履行利益等の損害賠償義務を負わないとする点で、売主等の担保責任の特則を設けたものと理解することになる。